

茨城県報

号外第 26 号

平成元年 3 月 9 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●土地改良事業の適当決定 (3 件) (農地管理課)	1
●土地改良事業の認可 (5 件) (")	2
●換地計画の適当決定 (3 件) (")	3
●土地改良区役員の就退任 (5 件) (")	4
●換地処分 (2 件) (")	7
●換地計画 (")	8
●道路の区域変更 (3 件) (道路維持課)	8
●道路の供用開始 (")	9

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示	10
------------------	----

告 示

茨城県告示第 286 号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和63年12月9日付で認可申請のあった高岡地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し
高岡地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成元年 3 月 10 日から平成元年 4 月 3 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 伊奈町役場



茨城県告示第287号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和63年12月9日付けで認可申請のあった大木曾第二地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し
大木曾第二地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年3月10日から平成元年4月3日まで
- 3 縦覧の場所 つくば市役所

茨城県告示第288号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和63年12月9日付けで認可申請のあった矢作地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款の写し
矢作地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年3月10日から平成元年4月3日まで
- 3 縦覧の場所 土浦市役所

茨城県告示第289号

昭和63年11月28日付けで金砂郷村長石崎力から認可申請のあった御蔵前地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年2月25日認可した。

平成元年3月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 290 号

昭和63年11月11日付けで金砂郷村長石崎力から認可申請のあった玉谷津地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年2月25日認可した。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 291 号

昭和63年11月7日付けで金砂郷村長石崎力から認可申請のあった久米地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年2月25日認可した。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 292 号

昭和63年7月28日付けで高萩市高萩1028沼田敏雄ほか78名から認可申請のあった後谷下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年1月13日認可した。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 293 号

昭和63年7月30日付けで北茨城市長松崎龍夫から認可申請のあった粟野地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年1月13日認可した。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 294 号

昭和63年12月12日付けで認可申請のあった若地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年 3 月 13 日から平成元年 4 月 5 日まで
- 3 縦覧の場所 八千代町役場

~~~~~

**茨城県告示第 295 号**

平成元年 1 月 11 日付けで認可申請のあった中染第四地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年 3 月 13 日から平成元年 4 月 1 日まで
- 3 縦覧の場所 水府村役場

~~~~~

茨城県告示第 296 号

平成元年 1 月 11 日付けで認可申請のあった中染第三地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年 3 月 13 日から平成元年 4 月 1 日まで
- 3 縦覧の場所 水府村役場

~~~~~

**茨城県告示第 297 号**

水戸市大塚町 1210 番地に事務所を置く中妻地区土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

退 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|------------------|-----|---------|-----|
| 東茨城郡内原町大字杉崎836番地 | 理 事 | 外 岡 佐 近 |     |

茨城県告示第298号

那珂郡那珂町大字額田東郷1350番地に事務所を置く有ヶ池江下土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 高 野 千 里

退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名   | 摘 要 |
|---------------|-----|-------|-----|
| 那珂郡那珂町大字額田東郷1 | 理 事 | 関 宗 長 |     |

茨城県告示第299号

土浦市下高津1丁目20番35号に事務所を置く土浦市飯田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県土浦土地改良事務所長 丹 下 律 夫

1 退 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-----------------|-----|---------|-----|
| 土浦市大字飯田2121番地   | 理 事 | 吉 田 定   |     |
| ” ” 2116番地      | ”   | 酒 井 重 雄 |     |
| ” ” 2109番地      | ”   | 酒 井 五 郎 |     |
| ” ” 2137番地      | ”   | 宮 崎 正   |     |
| ” 大字矢作781番地     | ”   | 雨 貝 十 郎 |     |
| ” ” 807番地       | ”   | 矢 口 信 義 |     |
| ” ” 878番地       | ”   | 大 塚 慶 喜 |     |
| ” 大字佐野子1061番地の1 | ”   | 田 山 政 夫 |     |
| ” ” 659番地       | ”   | 安 達 進   |     |
| ” ” 668, 669番地  | ”   | 安 達 義 文 |     |
| ” 大字穴塚1421番地    | ”   | 斉 藤 善 一 |     |
| ” ” 1415番地      | ”   | 雨 貝 文 夫 |     |
| ” 大字粕毛643番地     | ”   | 岡 野 祐 一 |     |

|                 |     |         |
|-----------------|-----|---------|
| 土浦市大字飯田 2125 番地 | 監 事 | 北 沢 豊美夫 |
| ” 大字穴塚 1379 番地  | ”   | 雨 貝 要   |
| ” 大字粕毛 654 番地   | ”   | 小神野 福 一 |

## 2 就 任

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|------------------|-----|---------|-----|
| 土浦市大字飯田 2133     | 理 事 | 宮 崎 昭   |     |
| ” 大字粕毛 296 番地の 1 | ”   | 岡 野 操   |     |
| ” 大字矢作 816 番地    | ”   | 雨 貝 司   |     |
| ” 大字飯田 2123 番地   | ”   | 吉 田 寶   |     |
| ” ” 2115 番地      | ”   | 岡 野 昭   |     |
| ” 大字飯田 2102 番地   | ”   | 酒 井 賢 二 |     |
| ” 大字矢作 832 番地    | ”   | 矢 口 眞   |     |
| ” 大字佐野子 663 番地   | ”   | 安 達 榮 藏 |     |
| ” ” 1005 番地      | ”   | 鈴 木 誠   |     |
| ” ” 681 番地       | ”   | 坂 本 忠   |     |
| ” 大字穴塚 1423 番地   | ”   | 久 松 豊   |     |
| ” ” 1438 番地      | ”   | 佐 野 幸 助 |     |
| ” 大字粕毛 645 番地    | ”   | 小神野 勇   |     |
| ” 大字飯田 1956 番地   | 監 事 | 宮 崎 忠 夫 |     |
| ” 大字矢作 810 番地    | ”   | 大 塚 精 吾 |     |
| ” 大字穴塚 1395 番地   | ”   | 佐 野 征 男 |     |

## 茨城県告示第 300 号

土浦市下高津 1 丁目 20 番 35 号に事務所を置く土浦市大岩田第二土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県土浦土地改良事務所長 丹 下 律 夫

## 1 退 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|---------------------|-----|---------|-----|
| 土浦市下高津一丁目 19 番 37 号 | 理 事 | 菊 地 理 學 |     |
| ” 小松一丁目 4 番 16 号    | ”   | 栗 原 三 吉 |     |
| ” 川口一丁目 1 番 4 号     | ”   | 宮 内 万吉郎 |     |
| ” 桜町四丁目 9 番 17 号    | ”   | 竹 中 實   |     |
| 稲敷郡阿見町大字阿見 73 番地    | ”   | 皆 川 敏 雄 |     |

|                     |     |           |
|---------------------|-----|-----------|
| 土浦市桜町四丁目 9 番 19 号   | 監 事 | 竹 中 保     |
| “ 大字岩田 2896 番地      | “   | 岡 田 英 雄   |
| 2 就 任               |     |           |
| 住 所                 | 職 名 | 氏 名 摘 要   |
| 土浦市下高津一丁目 19 番 37 号 | 理 事 | 菊 地 理 學   |
| “ 小松一丁目 4 番 16 号    | “   | 栗 原 三 吉   |
| “ 川口一丁目 1 番 4 号     | “   | 宮 内 万 吉 郎 |
| “ 桜町四丁目 9 番 17 号    | “   | 竹 中 實     |
| “ 大字大岩田 1541 番地     | “   | 柴 山 清 一   |
| “ “ 449 番地の 2       | 監 事 | 宮 内 榮 藏   |
| “ 桜町四丁目 9 番 19 号    | “   | 竹 中 保     |

茨城県告示第 301 号

岩井市大字辺田 1141 番地の 3 に事務所を置く前沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県境土地改良事務所長 稲 葉 忠

退 任

|                |     |         |
|----------------|-----|---------|
| 住 所            | 職 名 | 氏 名 摘 要 |
| 岩井市大字大口 178 番地 | 理 事 | 山 口 武 平 |

茨城県告示第 302 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業岩瀬北部地区（第 1 換地区）に係る換地処分をした。

平成元年 3 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

茨城県告示第 303 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業大野中部地区（第 2 換地区）に係る換地処分をした。

平成元年 3 月 9 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 古 賀 清 司

## 茨城県告示第 303—2 号

土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業園部川地区第 3 換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦 覧 期 間 平成元年 3 月 16 日から平成元年 4 月 8 日まで
- 3 縦 覧 場 所 八郷町役場

## 茨城県告示第 304 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 1 2 3 号
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長     | 摘 要     |
|------------------------------------------------------------------------------|------|---------|---------|---------|
| 水戸市飯富町字大井2674番地から<br>水戸市渡里町3201一イ番地まで<br>水戸市飯富町 104 番地から<br>水戸市渡里町3201一イ番地まで | 旧    | メートル    | メートル    | 3,207.0 |
|                                                                              |      | 最大 25.0 | 982.0   |         |
|                                                                              |      | 最小 8.5  |         |         |
|                                                                              |      | 最大 52.0 |         |         |
| 水戸市飯富町 104 番地から<br>水戸市渡里町3201一イ番地まで                                          | 新    | 最大 52.0 | 3,207.0 | 不用物件    |
|                                                                              |      | 最小 14.5 |         |         |

## 茨城県告示第 305 号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 谷田部明野線



3 道 路 の 区 域

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長           | 摘 要   |
|---------------------------|------|--------------------------|---------------|-------|
| つくば市大字作谷字52耕地<br>4056番地から | 旧    | メートル<br>最大 9.6<br>最小 7.1 | メートル<br>106.4 |       |
|                           |      | 最大 9.0<br>最小 9.0         | 117.0         |       |
| つくば市大字作谷字52耕地<br>4066番地まで | 新    | 最大 9.6<br>最小 7.1         | 106.4         | 迂回路撤去 |

茨城県告示第 306号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 土浦江戸崎線
- 3 道 路 の 区 域

| 区 間              | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長          | 摘 要           |
|------------------|------|----------------------------|--------------|---------------|
| 土浦市中荒川沖町911-26番地 | 旧    | メートル<br>最大 32.0<br>最小 28.0 | メートル<br>10.0 |               |
|                  |      | 最大 28.0<br>最小 28.0         | 10.0         | 不用物件<br>(払下げ) |

茨城県告示第 307号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年 3 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 3 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- |   |         |                                                        |
|---|---------|--------------------------------------------------------|
| 1 | 路 線 名   | 一般国道 118 号                                             |
| 2 | 供用開始の区間 | 那珂郡大宮町大字泉字中村田 462-35 番地から<br>那珂郡大宮町大字石沢字東原 1637-1 番地まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成元年 3 月 10 日                                          |

## 指 示

### (茨城海区漁業調整委員会)

#### 茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項の規定により漁場利用の適正化をはかるため、漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事している場合、又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合以外の水産動植物の採捕 (以下「遊漁」という。) について次のとおり指示する。

平成元年 3 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

- 1 次の指定海域において指定期間中船舶 (推進機関を備える船舶に限る。以下同じ。) を使用して遊漁をし、又はさせる場合は、当該船舶の所有者は、当該船舶ごとに茨城海区漁業調整委員会へ届出をしなければならない。

(1) 指 定 海 域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- (ア) 平潟町字黒浦 605 番地に設置した基点第 26 号
- (イ) (ア) から 79 度 30 分 (真方位による。以下同じ。) 10 マイルの点
- (ウ) 北茨城市磯原町天妃山山頂中心点から 90 度 10 マイルの点
- (エ) 日立市久慈町日立灯台中心点から 90 度 10 マイルの点
- (オ) 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した基点第 2 号から 90 度 10 マイルの点
- (カ) 鹿島郡鹿島町鹿島灯台中心点から 90 度 10 マイルの点
- (キ) (ク) から 55 度 10 マイルの点
- (ク) 鹿島郡波崎町波崎灯台中心点

(2) 指 定 期 間

平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

- 2 1 の規定にかかわらず、船舶の所有者のうち、平成元年 4 月 1 日前に、遊漁をし、又はさせるために、茨城海区漁業調整委員会に届出があったものについて、1 の規定による届出があったものとみなす。

### 遊漁に関する委員会指示取扱要領

平成元年 3 月 9 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 2 号による委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（遊漁船の届出）

- 1 指定海域において本県に船籍を有する船舶（推進機関を備える船舶に限る。以下同じ。）を使用して遊漁をし、又はさせる場合は当該船舶（以下「遊漁船」という。）所有者は当該船舶ごとに別記様式第 1 号によって、漁業協同組合員である者は、所属漁業協同組合を経由して茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（届出の受理）

- 2 委員会が届出を受理したときは、別記様式第 2 号による届出証を届出人に交付する。

（届出証の書換交付）

- 3 届出証の交付をうけた者が、届出証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく届出証の書換交付申請書（別記様式第 3 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（届出証の再交付）

- 4 届出証の交付を受けた者が、届出証を亡失又はき損したときは、遅滞なく届出証の再交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（届出証の返納）

- 5 届出証の交付をうけた者が遊漁をし、又は遊漁をさせることをやめた場合は、遅滞なく届出証を委員会に返納しなければならない。

（標旗の掲揚）

- 6 届出証の交付を受けた者は、遊漁に際し、当該遊漁船に別記様式第 5 号の標旗を掲揚しなければならない。

（届出証の備付け）

- 7 遊漁の際は届出証を当該遊漁船に備え付けなければならない。

## 様式第 1 号

## 遊 漁 船 届 出 書

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

遊漁に使用する船舶を下記のとおり届出いたします。

記

## 1 使 用 船 舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

## 様式第 2 号

| 茨調第 号                      |          |
|----------------------------|----------|
| 遊 漁 船 届 出 証                |          |
| 住 所                        |          |
| 氏名又は名称                     |          |
| 船 名                        |          |
| 漁船登録番号                     |          |
| 総 ト ン 数                    |          |
| 推進機関の種類<br>及び馬力数           |          |
| 注 意 事 項                    | 裏面記載のとおり |
| 年 月 日                      |          |
| 茨城海区漁業調整委員会<br>会 長 篠 崎 道 雄 |          |

様式第2号の裏面

注 意 事 項

- 1 漁場においては、操業中の漁船に寄船することは厳にさけるとともに双方の安全操業をはかるため操業中の船間距離は50メートル以上保持すること。ただし、船外機船にあつては、安全に必要な距離を保持すること。
- 2 遊漁をさせる者が漁業協同組合員であるときは、乗船者の名簿をその都度所属漁業協同組合に報告すること。

様式第3号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊤

遊漁船届出証書換交付申請書

交付を受けた届出証(届出証番号第 号)の記載事項に、下記のとおり変更を生じたので書換交付申請します。

記

1 変 更 事 項

| 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
|     |       |       |

2 変 更 の 理 由

## 様式第4号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

申請者の住所

氏名及び名称

(印)

## 遊漁船届出証再交付申請書

遊漁船届出証を亡失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 届出番号
- 2 船名
- 3 亡失(き損)の理由

## 様式第5号

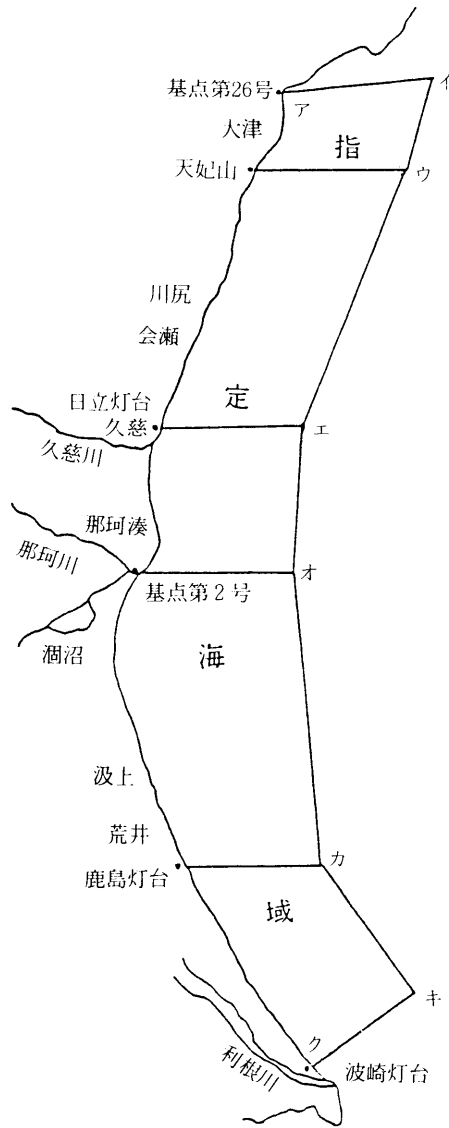
茨 調 第 号

釣

60センチメートル

70センチメートル

- 備考
- 1 標旗は赤色の布地等
  - 2 字は白色
  - 3 字の大きさは釣は20cm, その他は7cm
  - 4 字の太さは大きさに見合うものとする。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)